

第1章 青少年の健やかな成長を社会全体で支える環境の整備	2
第1節 青少年健全育成条例等に基づく取組（生活文化スポーツ局）	2
1 青少年健全育成条例の運用	2
2 青少年健全育成審議会の運営	5
(1) 青少年健全育成審議会の運営	5
(2) 立入調査実績等	6
(3) 青少年健全育成功労者等表彰及び青少年育成協力者等感謝状贈呈	11
(4) 青少年健全育成協力員制度の推進	11
3 東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例の運用	12
4 青少年施策の普及啓発	12
(1) 「東京都の青少年－施策のあらまし－」の作成・公表	12
(2) 青少年健全育成啓発活動の実施	12
(3) 青少年育成関係者研修	12
(4) 青少年施設対策	12
第2節 青少年の安全対策	12
1 インターネット・スマートフォン等の安全利用の推進（生活文化スポーツ局）	12
(1) インターネット利用適正化・性被害等防止対策	13
(2) ネット・スマホのトラブル相談窓口「こたエール」の運営	14
(3) 青少年の健全な育成に配慮した携帯電話端末等又は機能の推奨制度	15
2 子供の安全対策（生活文化スポーツ局）	15
(1) 子供見守り活動事例集の作成・配付	15
(2) 家庭での子供の安全啓発事業	15
(3) 子供を守る事業者連携事業（TOKYO こども見守りの輪プロジェクト）	15
(4) 犯罪被害等のリスクを抱える青少年への支援	16
(5) 子供安全ボランティア活動の推進	16
(6) ながら見守り連携事業の推進	16
(7) 子供安全フェスタの開催	16
(8) 防犯ボランティア団体結成促進事業	17
(9) 在住外国人等による子供の見守り活動	17
(10) 在住外国人等の子供を対象にした安全啓発	17
3 子供を事故から守る環境づくり（子供政策連携室）	17
第3節 区市町村行政への支援（生活文化スポーツ局）	18
1 区市町村職員研究協議会	18

第1章 青少年の健やかな成長を社会全体で支える環境の整備

第1節 青少年健全育成条例等に基づく取組（生活文化スポーツ局）

1 青少年健全育成条例の運用

条例の目的を達成するため、本条例では、優良図書類の推奨、青少年の健全な育成を阻害する図書類の販売の規制、青少年の性に関する健全な判断能力の育成、児童ポルノ及び青少年を性欲の対象として扱う図書類に係る責務、インターネット利用環境の整備、東京都青少年健全育成審議会等について規定している。

この条例の適用を受ける者は、青少年（18歳未満の者）、関係業者（図書類の発行者、販売業者、貸付業者、映画等の興行者、自動販売機等業者、カラオケボックス、まんが喫茶・インターネットカフェなどの経営者等）、その他全ての都民である。

条例の運用については、この条例の精神が関係業界の自主規制を尊重することとしていることから、権力的規制は必要最小限にとどめ、関係業界に対する行政指導に重点をおいて対応してきた。この間、都民をはじめ関係機関・団体及び関係業界の協力によって、この条例の趣旨は着実に広く都民の間に浸透しつつある。

昭和39年に条例が制定されて以来の条例の一部改正の内容は以下のとおりである。

① 平成4年の一部改正の内容

- (ア) 指定図書類の対象にビデオソフトを加えた。
- (イ) 都民の申出に関する規定が新設された。
- (ウ) 特別の必要があると認めるとき小委員会を設置して審議できることとなった。
- (エ) 罰金額の上限が引き上げられた。

② 平成9年の一部改正の内容

- (ア) 青少年との金品等の供与等を伴う性交又は性交類似行為及び周旋による性交又は性交類似行為（買春等）を禁止し、違反した大人を罰することとした。
買春等処罰規定の導入に当たっては、青少年の人権を尊重するとともに、その身体的・精神的な特性に配慮することを明記した。
- (イ) 青少年の性に関する健全な判断能力の育成を図るため、普及啓発、教育、相談等の施策の推進に努めることとした。
- (ウ) CD-ROM等パソコンソフトを従来の雑誌やビデオと同様に、規制の対象とした

③ 平成13年の一部改正の内容

- (ア) 「著しく自殺若しくは犯罪を誘発するおそれのあるもの」を図書類の指定事由として追加した。
- (イ) 指定図書類の区分陳列を義務付けるとともに表示図書類の区分陳列を努力義務とした。
- (ウ) 図書类等自動販売機等に関する規制（管理者の設置、届出、収納禁止等）を新設した。

(エ) 青少年健全育成審議会に専門委員をおくことができるものとした。

④ 平成16年の一部改正の内容

改正にあたっては、心身共に成長過程にある青少年の世界を大人の世界と区分けすることを基本として、規制の実効性の強化を図った。

主な改正内容

(ア) 指定図書類の包装を義務付けるとともに表示図書類の包装を努力義務とした。

(イ) 日常生活において不要で危険な刃物を指定し、指定された刃物について青少年への販売等を規制した。

(ウ) 図書類自動販売機等に、商品が見えず、かつ、青少年が購入できないように年齢識別装置等の設置とその稼動を義務付けた。

(エ) 保護者の同意がない場合の古物の買受け等を規制した。

(オ) 着用済み下着等の買受け等を禁止した。

(カ) 着用済み下着等の売却、風俗店での接客業務への従事及び風俗店の客となることを勧誘する行為を禁止した。

(キ) 深夜に外出させないよう保護者に努力義務を課するとともに、何人も保護者の承諾なしで深夜に青少年を連れ出し等することを禁止した。

(ク) 深夜立入制限の対象施設にカラオケボックス、まんが喫茶等を追加した。

(ケ) 深夜立入制限施設などの調査に関して、警察官に立入調査権を付与した。

(コ) 児童買春・児童ポルノ法（児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律）との整合性をとるため、規定の整備を行った。

施行期日は、平成16年4月1日とした。ただし、周知及び措置期間が必要な規制については、同年6月1日、7月1日又は平成17年1月1日とした。

⑤ 平成17年の一部改正の内容

インターネットから流れる有害情報への対応、成長過程にある青少年が直面する性に対するかわり方及び虐待などの場合の保護者の在り方も大きな社会問題になっている。これらの問題に対応するため、大人が責任をもって青少年を保護し育成するため、改正を行った。

主な改正内容

(ア) 青少年の健全育成の推進体制の整備及びインターネット利用に係る普及啓発や教育等の施策を推進する都の責務の規定を設けた。

(イ) 青少年を健全に育成するための保護者の養育に係る責務等を規定した。

(ウ) 青少年の性に関する保護者等及び情報提供にかかわる事業者の責務等を規定した。

(エ) 青少年に対する反倫理的な性交等を罰則付で禁止した（青少年は免責）。

(オ) 青少年がインターネットを適正に利用できる環境を整備するためインターネット利用に係る事業者及び保護者等の責務を規定した。

施行期日は、都の責務については平成17年4月1日、青少年の養育に係る保護者の責務、青少年の性に関する保護者等の責務については同年6月1日、インターネットに関する規定については10月1日を施行日とした。

⑥ 平成19年の一部改正の内容

平成17年の一部改正で、インターネット事業者に対しフィルタリングサービスを開発するとともに、利用者にそのサービスを提供している旨を告知し、利用を勧奨することとした

規定に加え、平成19年の一部改正では、携帯ショップや家電量販店などのインターネット接続機器の販売事業者に対してもサービスを提供している旨の告知及び利用の勧奨について規定した。施行期日は、平成19年7月1日。

⑦ 平成22年の一部改正の内容

インターネット利用環境の整備等に関する規定及び図書類の青少年への販売の制限に関する規定等を整備するとともに、児童ポルノの根絶に係る都の責務等に関する規定を設ける必要があったことから、改正を行った。

主な改正内容

○インターネット利用環境の整備

(ア) 青少年の年齢に応じ、青少年の健全育成に配慮した携帯電話等の推奨制度を創設した。

(イ) フィルタリングの実効性の向上のために、青少年の犯罪被害等が生じている実態を踏まえ、その性能及び利便性の向上を図るよう努める事業者の責務を設けた。

(ウ) フィルタリングを解除する場合の手続の厳格化に関する規定を設けた。

(エ) 青少年のインターネット利用状況を適切に把握し的確に管理するよう努める保護者等の責務、違法な行為等をした青少年の保護者に対し、必要に応じ、再発防止に資する情報提供等の支援を行うように努める都の責務を設けた。

○図書類等の青少年への販売等の制限（区分陳列）

(ア) 刑罰法規に触れる又は婚姻を禁止されている近親者間における性交又は性交類似行為を、不当に賛美・誇張するように描写している漫画等について、事業者による青少年への販売・閲覧等を制限する自主規制の対象とした。

(イ) (ア)の漫画等のうち、強姦等著しく社会規範に反する性交又は性交類似行為を、著しく不当に賛美・誇張するように描写しているものについて、青少年への販売・閲覧等を制限する指定図書類の対象に追加した。

(ウ) 知事は、累回（過去1年以内に6回）にわたり図書類の指定を受けた事業者等に対し、勧告・公表することができることとした。

○児童ポルノの根絶等

(ア) 都は、事業者及び都民と連携し、児童ポルノを根絶するための環境の整備に努める責務を有することを規定した。

(イ) 児童ポルノを根絶することについて理解を深め、その実現に向けた自主的な取組に努める都民の責務を設けた。

(ウ) みだりに性欲の対象として扱われることにより心身に影響を受けた青少年に対し、その影響から回復できるよう支援を講ずる都の責務を規定した。

(エ) 青少年が、児童ポルノや「13歳未満の青少年をみだりに性欲の対象として描写した図書類（いわゆる悪質なジュニアアイドル誌）等」の対象とならないよう、適切な保護監督及び教育に努める保護者等の責務を設けた。

なお、周知期間等が必要な事項が多いことから、施行期日は項目により平成23年1月1日、4月1日、7月1日とした。

⑧ 平成26年の一部改正の内容

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正

する法律」の施行により、法律名が「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改正されたこと等に伴い、文言整理の改正を行った。

⑨ 平成28年の一部改正の内容

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風適法」という。）の一部を改正する法律」の公布に伴い、同法第2条第1項の第1号営業を第2号営業に含めて規制することとなったため、風適法を引用している条項の改正を行った。

⑩ 平成29年の一部改正の内容

青少年の健全な育成が阻害されないように、青少年に係る児童ポルノ等の提供を当該青少年に対し不当に求める行為を禁止する規定を設けるほか、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の改正に伴う所定の規定整備等として、以下のとおり条例を改正した。（施行日：平成30年2月1日）

（ア） 青少年に係る児童ポルノ等の提供を当該青少年に対し不当に求める行為の禁止

一定の方法により青少年に係る児童ポルノ等の提供を当該青少年に対し不当に求める行為を禁止する。（違反した場合、最高30万円の罰金を科す）

（イ） 携帯電話端末等推奨制度の改定

これまでの推奨制度に加え、インターネット機器に利用者が付加することができる機能で、青少年のインターネットの利用に伴う危険性の除去に資するものとして、青少年を健全に育成する上で有益であると認められるものを推奨対象に追加した。

（ウ） 青少年の性に関する都の責務を追加

都は、青少年の性に関する健全な判断能力が形成途上であることに起因して、青少年の健全な育成が阻害されないよう、普及啓発、教育、相談等の施策の推進に努めるものとする。

（エ） インターネットの利用環境の整備に関する規定の整備

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の改正を受け、新たに設けられたフィルタリング有効化措置に関する規定を追加するほか、青少年確認義務規定を削除するなどの改正を行った。

（オ） 条文の整理

条文番号を整理し、孫番号を削除した。

2 青少年健全育成審議会の運営

（1）青少年健全育成審議会の運営

青少年健全育成審議会は、知事が青少年に有益な映画、演劇、がん具類及び図書類を推奨し、青少年の健全な育成を阻害するものを指定し、または有害広告物に対する措置を命じようとするときに意見を聴くための附属機関である。（参照：資料編 2）

○事業開始年度 昭和39年度

ア 図書類の指定

東京都青少年の健全な育成に関する条例に基づき、青少年の健全な育成を阻害する図書類を指定することにより、青少年の環境の整備を助長するとともに、青少年の福祉を

阻害するおそれのある行為を防止し、青少年が健やかに成長することを目的としている。

〔指定の対象となる図書類〕は、

- ① 青少年に対し、著しく性的感情を刺激し、甚だしく残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発するものとして、指定基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの
- ② 条例第7条第二号に該当するもののうち、強姦等の著しく社会規範に反する性交又は性交類似行為を、著しく不当に賛美し又は誇張するように、描写し又は表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を著しく妨げるものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの

これまでの指定図書類についてはこちら。

[https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin_anzen/jakunenshien/jyourei-
unyou/eiga-tosyo-ichiran/index.html](https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin_anzen/jakunenshien/jyourei-
unyou/eiga-tosyo-ichiran/index.html)

イ 優良映画等の推奨

一般公開が予定されている映画等で、青少年を健全に育成するうえで有益であり、内容が特にすぐれていると認められるものを、東京都知事が推奨している。

推奨された優良映画等は、東京都公報に登載するとともに関係団体、関係機関等への通知により周知を図っている。

これまでの推奨作品についてはこちら。

[https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin_anzen/jakunenshien/jyourei-
unyou/suisyoueiga/suisyoueiga-ichiran/index.html](https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin_anzen/jakunenshien/jyourei-
unyou/suisyoueiga/suisyoueiga-ichiran/index.html)

(2) 立入調査実績等

青少年を深夜（午後11時から翌日午前4時まで）に、映画館、ボウリング場、カラオケボックス、まんが喫茶・インターネットカフェ等に立ち入らせないよう、また、青少年の健全な育成を阻害する図書類が青少年に販売、貸付け、閲覧等されないよう、条例に基づき職員による立入調査及び自主規制等の実態調査を実施し、その指導に当たっている。また、必要に応じて各種関係業界との打合わせ会を開催し、条例の趣旨徹底及び自主規制の要請を行っている。

○事業開始年度 昭和39年度

ア 図書類、映画等、がん具類、刃物、広告物について

① 図書類

条例第8条は、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある図書類を指定することができることを規定している。

また、指定図書類については、条例第9条の規定により、青少年（18歳未満）に対し、販売・頒布・貸付けが禁止され、平成13年の条例の一部改正に伴い、他の図書類と区分して陳列する義務が課せられ、平成16年の条例の一部改正に伴い、包装が義務付けられた。それらが確実に行われているかどうか書店、コンビニエンスストア、DVD販売店、

雑誌・DVD自動販売機等について立入調査を実施している。

平成16年の条例改正により、平成16年7月からは、都民の協力を得て、指定図書類及び表示図書類の包装及び区分陳列がより適切に行われるよう、「東京都青少年健全育成協力員」を設置し、書店等への調査を実施している。

過去3箇年の書店及びDVD販売店等の調査結果は、以下の「書店等立入調査状況」、
「DVD販売店・レンタル店等立入調査状況」の各表のとおりである。

書店等立入調査状況

(単位：店)

年度	総数	調査店舗			指定図書類等の 販売・貸付け状況				指定図書類等の 区分陳列状況			
		新刊書店	古書店・貸本店	コンビニ その他	あ指定 った図 書書 店類 等が	あ表示 った図 書書 店類 等が	あ類似 った図 書書 店類 等が	書店等 全 てな かつ た	指定・表示 図書類		類似図書類	
									書店等 適切 だった	書店等 不適 切だった	書店等 配慮 していた	書店等 い配 な慮 かつ て
R03	70	38	22	10	9	26	10	46	21	14	7	3
R04	49	22	20	7	9	20	7	23	27	2	21	1
R05	65	42	23	0	1	18	1	46	12	7	0	1

DVD販売店・レンタル店等立入調査状況

(単位：店)

年度	総数	調査店舗		指定図書類等の 販売・貸付け状況				指定図書類等の 区分陳列状況			
		映像ソフト 販売店等	その他 ゲームソフト店	あ指定 ったソフト 店舗が	あ表示 ったソフト 店舗が	あ類似 ったソフト 店舗が	店舗等 全 てな かつ た	指定・表示 ソフト		類似ソフト	
								店舗等 適切 だった	店舗等 不適 切だった	店舗等 配慮 していた	店舗等 か配 慮した 店舗い な
R03	42	27	15	0	29	3	30	18	11	2	1
R04	32	14	18	0	22	0	4	26	5	18	0
R05	46	22	24	0	27	0	19	25	2	0	0

② 映画等

条例第8条の規定に基づき、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある映画、演劇、演芸及び見せものを指定し、青少年の観覧を制限することができることになっている。

現在、映画館において上映する映画は、自主規制機関である一般財団法人映画倫理機構が審査し、個々の作品に相応しい年齢層別の区分（「G」「PG12」「R15+」「R18+」）に

分類する。このうち、「R18+」に区分された映画を上映する映画館は、自主的に18歳未満の青少年の観覧制限を行っている。

③ がん具類

条例第8条第1項第三号は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるがん具類を指定することができることを規定している。

がん具類については、個別に指定をすることよりも、業界による自主規制を推進させる方が、より効果的な結果が期待できることなどを考慮して、業界の自主的な活動を助長する方向で対応してきた。

しかし、走行中の車などに向かってエアガンを発射する事件が続発、合わせて威力の強いエアガンが青少年が簡単に入手できるなど、業界による販売段階での年齢確認が不十分である状況が確認されたため、平成17年12月22日に、銃口から50センチメートルの地点における弾丸の運動エネルギーが0.135ジュールを超える通称エアガンの指定を行った。

④ 刃物

条例第8条第1項第四号は、青少年又はその他の者の生命又は身体に対し、危険又は被害を誘発するおそれがあると認められる刃物を指定することができることを規定している。

東京都は、平成17年1月25日に、通称ペンナイフ（仕込み式）及び通称バタフライナイフを、平成20年9月4日には、通称ダガー他の指定を行った。

⑤ 広告物

条例第14条は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある広告物については、必要な措置を命ずることができることを規定している。

イ 深夜における興行場等への立入調査

条例第16条第1項は、興行場を経営する者、ボウリング場、スケート場等の営業を営む者は深夜（午後11時から翌日午前4時までの時間）においては、青少年を当該興行場等に入場させてはならないことを規定している。また、平成16年の条例の一部改正により新たにカラオケボックス及びまんが喫茶・インターネットカフェを追加した。東京都は、この規定による青少年の入場制限等が確実に行われているかどうか、立入調査を実施している。

この調査においては、青少年の入場制限を示す掲示の有無、掲出場所及び年齢確認の方法について調査するとともに、必要に応じ行政指導を行っているほか、特に、18歳未満の青少年の入場が認められた場合には、支配人又は責任者を通じて即時退場させている。

過去3箇年のボウリング場及びカラオケボックス、まんが喫茶・インターネットカフェに対する立入調査等結果は、以下の「ボウリング場への立入調査」、「カラオケボックスへの立入調査」及び「まんが喫茶・インターネットカフェへの立入調査」の各表のとおりである。

ボウリング場への立入調査

年度	調査館数 (館)	条例施行状況				自主規制状況	
		青少年入館状況		青少年制限 揭示状況 (館)		年齢確認実施 (館)	
		入場館数 (館)	入場者数 (人)	揭示 あり	揭示 なし	確認 あり	確認 なし
R03	2	0	0	1	1	1	1
R04	2	2	0	2	0	0	0
R05	0	0	0	0	0	0	0

カラオケ店への立入調査

年度	調査館数 (館)	条例施行状況				自主規制状況	
		青少年入館状況		青少年制限 揭示状況 (館)		年齢確認実施 (館)	
		入場館数 (館)	入場者数 (人)	揭示 あり	揭示 なし	確認 あり	確認 なし
R03	4	0	0	4	0	4	0
R04	35	0	0	35	0	35	0
R05	0	0	0	0	0	0	0

まんが喫茶・インターネットカフェへの立入調査

年度	調査館数 (館)	条例施行状況				自主規制状況	
		青少年入館状況		青少年制限 揭示状況 (館)		年齢確認実施 (館)	
		入場館数 (館)	入場者数 (人)	揭示 あり	揭示 なし	確認 あり	確認 なし
R03	6	0	0	6	0	6	0
R04	16	0	0	13	3	16	0
R05	0	0	0	0	0	0	0

ウ 自動販売機に関する規制

平成13年の条例の一部改正により、雑誌・ビデオ等の図書類、特定がん具類の自動販売機等に関する規制を定めた。

条例第13条の2及び第13条の3において、自動販売機等管理者の設定、自動販売機等設置の届出、指定図書類の収納禁止等の義務を課すこととなった。

自動販売機立入調査（実態調査）

（単位：台）

年度	総数	設置届出		届出表示			自主規制 状況		類指 の定 収図 納書	具特 類定 のが 収ん
		あり	なし	あり	なし	示誤表	配慮	慮無配		
R03	19	19	0	19	0	0	12	3	0	12
R04	6	6	0	6	0	0	6	0	0	12
R05	36	36	0	32	0	0	22	10	0	31

また、平成16年の条例の一部改正においては、青少年の健全な成長を阻害する恐れのある図書類及び特定がん具類を収納している自動販売機は、観覧できず、かつ、購入できないような装置及び措置の義務付け、小・中学校、高校の周囲100メートルの区域内には設置しないよう努めるよう規制した。

過去3箇年の図書類自動販売機の調査結果は、表「自動販売機立入調査（実態調査）」のとおりである。

エ 質受け・古物買受けの制限

条例第15条では、質屋は、青少年から物品を質にとって金銭を貸し付けてはいけないことを、また、古物商は、青少年から古物を買って受けてはいけないことを規定している。なお、保護者の委託、又は保護者の同行・同意がある場合は適用しない。

過去3箇年の古書店及びリサイクルショップについての調査結果は、表「古物商等（古書店等）への立入調査」のとおりである。

古物商等（古書店等）の立入調査（単位：店）

年度	調査店舗数	年齢確認実施		同意保護者確認等		い又青 なは少 ない古 年物 店から 買物 受品の 質受け をし受 けて
		あり	なし	あり	なし	
R03	33	33	0	3	0	30
R04	20	20	0	0	0	19
R05	49	48	1	2	0	47

オ 有害広告物に対する措置

青少年の健全な育成を阻害するおそれのある広告物については、条例上、必要な措置を命ずることができるが、現在は、行政指導による関係業界及び事業者の自主規制の促進によって、改善を図っている。

(3) 青少年健全育成功労者等表彰及び青少年育成協力者等感謝状贈呈

毎年、青少年を健全に育成する上で功績のあった人・団体及び模範的行動をした青少年・青少年団体を対象とした条例に基づく知事表彰を実施している。

また、青少年問題に対する施策の推進に協力し、特に功労のあった人に対して、知事感謝状の贈呈を行っている。

○事業開始年度 青少年健全育成功労者等表彰 昭和39年度

青少年育成協力者等感謝状贈呈 昭和53年度

○事業実績（令和5年度）

表 彰 青少年健全育成功労者62人、青少年健全育成功労団体 1 団体

模範青少年 3 名 模範青少年団体 7 団体

感謝状贈呈 青少年育成協力者79人 青少年育成協力団体 2 団体

(4) 青少年健全育成協力員制度の推進

都は、青少年が安心して育つ環境を整備するため、条例に基づく指定図書類及び表示図書類の包装及び陳列がより適切に行われるよう、東京都青少年健全育成協力員制度により、その徹底を図っている。

区市町村からの推薦等により、都民を協力員として委嘱し、協力員は書店等において、区分陳列の状況等について調査し、その結果を都に報告する。都は、協力員からの通報や報告に基づき、問題のある書店等に対する立入調査を実施し、行政指導を行っている。

平成19年度からは環境改善活動員の制度を新たに設け、地域のPTA、地区委員会等に所属する都民を活動員として、協力員と協働して調査活動に当たっている。

○事業開始年度 平成16年度

○活動内容（参考）

指定図書類及び表示図書類の有無、包装・区分陳列、青少年制限揭示掲出の状況の確認その他成年向け図書類の自主規制状況の確認

青少年健全育成協力員による調査状況

年度	委嘱者数	活動者数 累計	調査店舗 累計	指定図書に係る 通報件数	立入調査 実施件数	問題あり	問題なし
R03	780人	652人	3,842店	1店	1件	0店	1店
R04	697人	491人	2,732店	0店	0件	0店	0店
R05	714人	550人	2,781店	0店	0件	0店	0店

3 東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例の運用

東京都と警視庁との共管条例である「東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例」に基づき、警視庁は規制等、東京都は普及啓発、環境改善活動等を行い、青少年の健全育成を阻害する行為の禁止及び清浄な風俗環境の保持を進める。

○事業開始年度 平成9年度

4 青少年施策の普及啓発

(1) 「東京都の青少年一施策のあらましー」の作成・公表

毎年度関係各局が実施した青少年関係施策の実施状況などをとりまとめ、都民に公表するとともに、青少年育成指導者及び行政関係者の参考に供している。

- 事業開始年度 昭和35年度（平成13年度からはインターネットにより情報提供）
- 根拠法令等 東京都青少年の健全な育成に関する条例

(2) 青少年健全育成啓発活動の実施

青少年を取り巻く様々な問題を広く都民に理解、認識してもらうため、「青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月）」や「子ども・若者育成支援強調月間（11月）」の運動と連携を図りながら、広報・啓発活動を関係機関と共同で実施している。

- 事業開始年度 昭和53年度：全国青少年健全育成強調月間
昭和54年度：青少年の非行問題に取り組む全国強調月間

(3) 青少年育成関係者研修

ア 青少年育成地域指導者講習会

区市町村青少年指導者に対し、人権問題に関する認識と理解を深めてもらうため講習会を開催している。

令和5年度は、「不安や困難を抱える子供・若者に寄り添うために～支援現場から考える困難層に対する支援～」のテーマのもと、特定非営利活動法人青少年自立援助センター理事長 河野久忠氏による講演を2回行った。（延べ参加者数 184名）

- 事業開始年度 昭和45年度

イ 「人権尊重の社会一同和問題をはじめとする人権問題理解のためにー」の発行

青少年指導者に対し青少年育成における人権尊重理念の実現をめざす観点から、毎年15,000部を発行している。

(4) 青少年施設対策

遊び場の不足を補完する役割と遊休都有地を有効活用するための臨時的施策として、空闲地の状態にある都有地を本来の行政目的に使用するまでの間、遊び場や運動広場として一時的に開放している。

- 事業開始年度 昭和41年度

第2節 青少年の安全対策

1 インターネット・スマートフォン等の安全利用の推進（生活文化スポーツ局）

(1) インターネット利用適正化・性被害等防止対策

スマートフォンやSNS等の急速な普及やその利用の低年齢化に伴い、生活環境の乱れに繋がるインターネットの長時間利用や、パワハラや自撮り被害といったSNSに起因する性被害関係のトラブル等が社会問題となっている。

このような様々な被害から都民を守るため、インターネットやSNSの利用等でトラブルに巻き込まれやすい青少年やその保護者、そして周囲の大人に向け、問題の正しい認識や対応方法等に関する知識を身に付けてもらうことを目的とした各種啓発を行っている。

ア ファミリールール講座の運営

インターネットやSNSの利用に伴うトラブルの実態や、トラブルから身を守るための防止策を学ぶことのできる講座等を実施している。



インターネット利用に関するトラブルや自撮り被害等を取り上げる「基礎講座」と、家庭のルール作りを支援する「保護者同士のグループワーク」、性被害等をより身近な問題として理解を深めてもらうための「大学生と考えるグループワーク」、「生徒自身による自主ルール作り」など、利用者のニーズに応じて選択できる「選択講座」がある。

○事業実績（令和5年度）

ファミリールール講座の開催 全804回、参加者 139,172人

大学生と考えるグループワーク 26校

生徒自身による自主ルール作り 35校

○事業開始年度 平成18年度

イ 啓発リーフレット等作成・配布

「自撮り被害」等の性被害やネットトラブルの実態、相談窓口等をまとめた内容のリーフレットを作成し、年代別の内容で生徒・保護者に配布している。

○事業実績（令和5年度）

リーフレット（小学5年生本人用） 134,000部

（中学1年生本人用） 132,000部

（高校1年生本人用） 127,000部

（小学1年生保護者用） 160,000部

（小5、中1保護者用） 265,000部

○事業開始年度 平成18年度

ウ SNSトラブル防止動画コンテスト

都内在住・在学・在勤の13歳から29歳までの若者からSNSトラブル防止を啓発する動画等のコンテンツを募集するコンテストを開催している。

また、入選作品をデジタルサイネージ等で放映することで、青少年を被害から守る機運を醸成している。

○事業実績（令和5年度）

応募総数 363点（そのうち、最優秀賞ほか14作品を表彰）

○事業開始年度 令和元年度

エ SNSでの出会いに関する危険性についての普及啓発の強化

SNSの不適切な利用に起因する性被害等に関する情勢が深刻化する中、安全・安心な形でSNSを含むインターネットを利用できる環境の整備に取り組んでいく必要がある。

この喫緊の課題に対処すべく、第32期東京都青少年問題協議会の答申を踏まえ、SNSでの出会いの危険性等についての普及啓発を実施している。

<内容>

青少年の性被害防止に向けたターゲティング広告

インターネット上でハイリスクな行動をとってしまう青少年や大人を対象に、SNS等での危険な行動について注意を呼び掛けるターゲティング広告を配信する。

○事業開始年度 令和3年度

オ メタバース教室

新たなインターネット上のサービスとして

「メタバース」が広まってきているが、メタバース利用の際の安全確保については、未だ十分に整備されているとはいえず、利用者の

リテラシー向上と、設置運営事業者による安全な環境の整備の双方を促進していく必要がある。

このため、青少年と保護者が一緒にメタバースを体験しながら、その現状や想定されるトラブル等を学ぶことのできる機会として、メタバース教室を開催している。

○事業実績（令和5年度）

参加人数：184アカウント

○事業開始年度 令和5年度



（2）ネット・スマホのトラブル相談窓口「こたエール」の運営

インターネットやスマートフォンの普及に伴い、青少年が架空請求やネットいじめ、迷惑メール、有害サイト等のトラブルの被害者・加害者となるケースが発生しており、さらにはパワハラや自撮り被害等といったSNSに起因する性被害関連のトラブルも社会問題となっている。



そこで、青少年やその保護者、学校関係者などを対象に、インターネットやスマートフォンに関する各種トラブルや悩みについて気軽に相談できる総合的な窓口「こたエール」を運営している。

運営に当たっては、教育庁や保健医療局等の関係部局と連携して取り組んでいる。

<受付方法> 電話・LINE（月～土、午後3時から午後9時まで ※日曜、祝日、年末年始を除く）

メール〔スマートフォン、PC〕（常時）

○事業実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	1,746件	2,822件	2,136件	1,660件	1,859件

※過去の事業実績は、「こたエール」のホームページに掲載しています。

<https://www.tokyohelpdesk.metro.tokyo.lg.jp/statistics/>

○事業開始年度 平成21年度

(3) 青少年の健全な育成に配慮した携帯電話端末等又は機能の推奨制度

東京都青少年健全育成条例に基づき、インターネット利用に伴う危険から青少年を守るために有益な携帯電話端末等及びインターネット接続機器に付加することができる機能を推奨する制度を設けている。

東京都が推奨した携帯電話端末等及び機能は、東京都のほか、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市の九都県市において共同して推奨することとしている。

※推奨制度の詳細及び過去の推奨実績等については、ホームページに掲載しています。

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin_anzen/chian/yugai-hogo/keitai-suisyouseido/index.html

○事業開始年度 平成23年度

2 子供の安全対策（生活文化スポーツ局）

登下校時の見守りやパトロールのほか、地域で子供を見守るための活動促進、人材育成等を行っている。また、子供が犠牲となる事件・事故が後を絶たない昨今の情勢を踏まえ、一層の取組を図っていく。

(1) 子供見守り活動事例集の作成・配付

防犯ボランティア団体や地域住民に子供見守り活動の事例を紹介することにより、既存団体の活動の活性化及び地域における子供見守り活動の担い手づくりを促進する。

https://www.bouhan.metro.tokyo.lg.jp/02_learn/01_volunteer/jirei_05.html

○事業実績（令和5年度） 作成部数 18,000部

○事業開始年度 平成23年度

(2) 家庭での子供の安全啓発事業

小学校低学年の児童及びその保護者等を対象とした子供の安全啓発動画を紹介するリーフレットを作成し、小学校入学予定の児童を持つ保護者等に配布することで、家庭における防犯教育の普及・啓発を図る。

○事業実績（令和5年度） 動画紹介リーフレットの配付枚数 135,000部

○事業開始年度 平成30年度

(3) 子供を守る事業者連携事業（TOKYOこども見守りの輪プロジェクト）

親子で訪れることの多い商業施設等の運営事業者と連携し、利用客に対する啓発動画の放映や、店舗周辺の見守り活動、従業員への啓発等を通じ、子供・保護者の防犯意識の向上と、地域ぐるみで子供を守るといふ社会気運の醸成を図っている。

○事業実績(令和5年度)

連携事業者	防犯イベント・防犯教室実施回数
合計 5 事業者	16回

○事業開始年度 令和4年度

(4) 犯罪被害等のリスクを抱える青少年への支援

児童買春等の犯罪被害等を未然に防止するため、いわゆる「トー横」等の繁華街に集まる青少年を対象としたイベント等を通じて情報発信を行うとともに、第33期東京都青少年問題協議会の答申を踏まえた効果的な施策を展開している。

○事業開始年度 令和5年度

(5) 子供安全ボランティア活動の推進

○事業開始年度 平成17年度

①子供の見守り活動等をしている防犯ボランティアの交流促進と防犯活動の活性化を目的として、ワークショップ等を内容としたつどいを開催している。

○事業実績(令和5年度)

実施回数	参加者数
2回	88(会場47名、オンライン41名)名

②PTAや防犯ボランティア団体等に対し、登下校の見守りやパトロール時に着用する腕章を配付し、活動の明瞭化、活性化に役立てている。

○事業実績(令和5年度) 腕章の配布枚数 8,000枚

(6) ながら見守り連携事業の推進

犯罪や事故の被害に遭いやすい子供や高齢者等への対策を強化するため、都が地域を巡回する各事業者と包括協定を締結し、事業者と共同で子供を見守るネットワークの構築を進めている。

○事業開始年度 平成27年度

(7) 子供安全フェスタの開催

子供自身の防犯力向上を目的として、子供が犯罪被害等に遭わない方法を親子で楽しみながら学べるよう、子供に親しみがあるキャラクター等を起用した「防犯ショー」を中心としたイベントを開催している。

○事業実績(令和5年度)

実施回数 1回

参加者 会場211名

オンライン視聴数(YouTube配信) 323回(ライブ配信・アーカイブ視聴合計)

※会場参加とオンラインのハイブリット方式で実施

○事業開始年度 平成20年度

(8) 防犯ボランティア団体結成促進事業

防犯ボランティアが抱える「高齢化」と「担い手不足」を解消する打開策として、「市民ランナー」と「犬の飼い主」に着目し、市民ランナーが街中をランニングする際や、飼い主が犬を散歩させる際に、街の安全安心を見守る「ながら見守り」を実施する防犯ボランティア団体の結成促進、育成を図っている。

○事業実績(令和5年度)

- ・啓発グッズLEDアームバンド450個、手提げバッグ700個作成、配付
- ・啓発リーフレットを各200部、チラシを各15,000部作成、配布

○事業開始年度 令和3年度

(9) 在住外国人等による子供の見守り活動

都内の在住外国人は、令和6年1月現在約64.7万人（前年比約6.6万人増）で過去最多となり、在住外国人や外国にルーツを持つ者（以下「在住外国人等」という。）の子供は今後とも増加していくことが予想される。

そこで、在住外国人が多く集まる区市町村や団体等と連携・協力し、子供の見守り活動を実施することで、在住外国人等の子供の安全を確保するとともに、在住外国人等にも防犯意識を高めてもらい、地域における防犯力の向上につなげていく。

○事業開始年度 令和元年度

(10) 在住外国人等の子供を対象にした安全啓発

在住外国人等の子供の非行や犯罪被害を防止するため、安全啓発に関するテキストを作成し配布するとともに、講座を実施している。

テキストは、「やさしい日本語版」に加え、英語、中国語等の計7種類作成し、配布するとともに、ホームページにも掲載して、広く活用できるようにしている。講座は、オンライン実施も可能で、日本語又は英語により開催している。

令和3年度には、小学校低学年以下の子供自身に学んでもらうことを目的として、安全安心に関する基礎知識やトラブルへの対応方法等を分かりやすい表現で取りまとめた電子紙芝居を、やさしい日本語、英語、中国語、韓国語の計4言語で制作し、インターナショナルスクール等に配布するとともにホームページにも掲載している。

○事業実績(令和5年度)

- ・安全啓発講座 28回開催
- ・安全啓発テキスト 合計5,800部印刷

○事業開始年度

- ・講座、テキスト 令和2年度
- ・電子紙芝居 令和3年度

3 子供を事故から守る環境づくり（子供政策連携室）

産官学民の連携のもと、エビデンス・ベースの事故予防策を展開し、子供の事故が起きにくい環境づくりを推進する。

(1) 事故情報等データベース構築事業

関係局や関係機関と連携を図りながら、産官学民で利活用できる子供の事故情報データベースを構築していく。

(2) セーフティ・レビュー事業

子供の事故情報の収集・分析や子供の行動特性の高度分析等を通じて、子供の成長・発達段階に応じた事故予防策を取りまとめ、普及啓発を行う。

(3) 事故防止情報等リ・デザイン事業

各局における子供の事故予防の広報を取りまとめ、子供目線や専門家の視点を加えて制作した子供の事故予防ハンドブックの普及啓発を行う。

第3節 区市町村行政への支援（生活文化スポーツ局）

1 区市町村職員研究協議会

区市町村の青少年行政担当者が一堂に会し、情報交換、討議を行う中で、職員相互の交流を図るとともに、青少年問題等に対する理解と認識を深め、また課題等について研究協議することにより、職員それぞれの啓発と、資質及び能力の向上を図ることを目的とする。

○事業実績(令和5年度)

- ・1回（子供・若者自立等支援体制整備事業補助活用自治体の取組事例発表、東京都における子供・若者支援事業の説明）

○事業開始年度 昭和39年度